

田原市婚活支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、少子化の要因のひとつである未婚化・晩婚化に対する取組として、出会いの機会が少ない独身男女のために、市民等が企画・提案する結婚の推進を目的とした出会いの機会を積極的に提供する事業等に交付する田原市婚活支援事業補助金（以下「補助金」という。）に関し、田原市補助金交付要綱に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象団体)

第2条 補助対象となる団体（以下「補助団体」という。）の要件は、結婚の推進を目的とした出会い事業を実施する団体で、次のすべての要件に該当する団体とする。

- (1) 5人以上で構成されている団体
 - (2) 市内に事務所等の拠点があり、主として市内で活動を行う団体
- 2 前項の要件の有無にかかわらず、次に該当する団体は、補助団体になることはできない。
- (1) 営利を目的として結婚支援事業を営む団体
 - (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）に規定する処分を受けている団体又はその構成員の統制下にある団体
 - (3) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）に規定する処分を受けている団体又はその構成員の統制下にある団体
 - (4) 政治活動や宗教上の教義を広める活動を主たる目的とする団体
 - (5) 公序良俗に反する団体

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、独身男女を対象とした、男女の健全な出会いの機会を提供する事業、異性とのコミュニケーション能力の向上に資する事業又は結婚へのきっかけづくりを支援する事業（以下「交流イベント等」という。）であって、次のいずれにも該当する事業とする。

- (1) 20歳以上の独身男女を対象とする交流イベント等を実施する事業
 - (2) 交流イベント等の参加者総数が10人以上である事業
 - (3) 参加者の過半数が市内に居住する又は勤務する者である事業
 - (4) 参加者から参加料を徴収する場合は、事業の趣旨を踏まえ、適正な水準の参加料を設定された事業
 - (5) 公序良俗に反する内容又は社会通念上適当でないと認められる内容を含まない事業
 - (6) 営利を主たる目的とせず、特定の商品の販売若しくは販売のあっせん又は事業以外の業務への勧誘等、事業の趣旨を逸脱する活動を行わない事業
- 2 前項に該当する事業であっても次の事由に該当する事業は、補助対象にならない。
- (1) 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、又は信者を教化育成することを目的とする事業

- (2) 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを目的とする事業
- (3) 特定の公職（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第3条に規定する公職をいう。以下同じ。）の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。）若しくは公職にある者若しくは政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする事業
- (4) 他の制度から補助金等の交付を受ける事業
- (5) 交付決定時において事業に着手している事業
- (6) その他市長が補助をすることが不相当と認める事業

（補助対象経費）

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、第3条の補助対象事業に要する経費とする。ただし、次に掲げる経費については、市長が特に必要であると認めたものを除き、補助対象経費から除外するものとする。

- (1) 団体の構成員に対する人件費や謝礼
 - (2) 本事業にかかる団体代表者の謝礼金
 - (3) 記念品及び手土産代
 - (4) 視察費、宿泊費、参加者及び団体構成員の交通費
 - (5) 参加者及び団体構成員の飲食費
 - (6) 事業の再委託料及び事務所の管理委託費
 - (7) 2万円以上の物品
 - (8) その他市長が社会通念上適切でないとみとめた経費
- 2 前項の規定は、参加費及びその他の収入額の総額を全体事業費から控除した後の額とする。
- 3 ただし、市長が必要と認めたものについては、この限りではない。

（補助金の交付額等）

第5条 補助金は、補助対象経費の10分の10とし、予算の範囲内で補助するものとする。

- 2 補助金の額は、1事業につき10万円を限度とする。
- 3 補助金の同一団体への交付は、同一年度において20万円を限度とする。

（補助事業の募集）

第6条 市長は、期間を定めて補助対象事業を募集するものとする。

（補助金の交付申請）

第7条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、田原市婚活支援事業補助金交付申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 団体の概要説明書（別紙1）
- (2) 事業計画書（別紙2）
- (3) 収支予算書（別紙3）

(4) その他市長が必要と認める書類

2 交付申請書の提出は、交流イベント等を開催する20日前までとする。

(交付の決定)

第8条 市長は、前条の規定により補助金の交付申請があった場合には、速やかに内容の審査を行い、補助金の交付が適当と認められたときは、補助金の交付を決定し、田原市補助金交付要綱の定めるところにより、申請団体に通知するものとする。

(実績報告)

第9条 補助金の交付を受けた補助団体は、その事業が終了したときは、速やかに田原市婚活支援事業補助金実績報告書(様式第2号)に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 事業報告書(別紙4)
- (2) 収支決算書(別紙5)
- (3) 事業に要した費用の領収書の写し
- (4) その他必要と認められる書類

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

(要綱の失効)

2 この要綱は、平成31年3月31日限り、その効力を失う。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

(別紙1)

申請者の団体概要説明書

団 体 名			
代 表 者 名			
団 体 住 所			
T E L / F A X	T E L	F A X	
連 絡 先	氏名		
	住所		
	T E L / F A X	T E L	F A X
	E-mail		
団体の活動内容			
構成員（団体）数	市内在住・在勤者	人	
	その他	人	
備 考			

(別紙1 裏面)

構成員名簿

	氏 名	住所 (市内・市外)	備 考
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
13			
14			
15			
16			
17			
18			
19			
20			

(別紙2)

平成 年度 事業計画書

事業名			団体名				
事業費	円		実施期間	平成 年 月 日から	平成 年 月 日まで		
活動分類	活動予定日	参加予定人数	活 動 内 容				
活動内容 (注意) 提案事業交流イベント等だけでなく、企画・運営等、全体のスケジュールを記載すること。 ・打ち合わせ ・広報活動 ・交流イベント 等							
活動の効果							

(別紙3)

平成 年度 事業収支予算書

収 入

費 目	金 額	積 算 内 訳
田原市補助金		
計		

支 出

	費 目	金 額	積 算 内 訳
補助対象経費			
		小 計 (①)	
補助対象外経費			
		小 計 (②)	
	合 計 (①+②)		

(様式第2号)

田原市婚活支援事業補助金 実績報告書

平成 年 月 日

田原市長 殿

報告者 住 所
団体名
代表者名 印

平成 年度田原市婚活支援事業補助金実績報告書について、下記のとおり提出します。

記

1 補助事業等の名称

2 補助事業等の内容と効果

3 補助事業等実施期間 平成 年 月 日から
平成 年 月 日まで

4 補助事業等に要した経費 金 円

5 補助金等交付額 金 円

(添付書類)

事業報告書 (別紙4)

収支決算書 (別紙5)

事業に要した費用の領収書の写し

その他必要と認められる書類

(別紙4)

平成 年度 事業報告書

事業名			団体名				
事業費	円		実施期間	平成	年	月	日から
活動分類	活動日	参加人数	活 動 内 容				
(注意) 提案事業交流イベント等だけでなく、企画・運営等、全体のスケジュールを記載すること。 ・打ち合わせ ・広報活動 ・交流イベント 等							
活動の効果							

(別紙5)

平成 年度 事業収支決算書

収 入

費 目	金 額	積 算 内 訳
田原市補助金		
計		

支 出

費 目	金 額	積 算 内 訳	
補助対象経費			
	小 計 (①)		
	補助対象外経費		
小 計 (②)			
合 計 (①+②)			